平成25年度第1回震災復興推進本部会議提案 審議・報告・その他

提 出 目:平成25年5月9日

担当部·課:震災復興部復興政策課[内線5514]

建設部建築指導課〔内線5672〕

①件 名

復興推進計画(応急仮設建築物の存続期間の延長)の認定について

②施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された店舗・工場、社会福祉施設、校舎等の存続期間の延長を可能とすることで、地域の社会基盤の復興に活用させるための特例措置を活用するにあたって、復興推進計画を策定し内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。

【目的】

市民の生活に必要な建築物の再建には相当の期間が必要なことから、応急仮設建築物の存続期間を延長し、市民の生活に必要なサービス機能等を維持するとともに地域事業者等の再開を支援することで市民の不安を解消し、一日も早く市民が安定的な生活を送ることができる地域の再生を図る。

③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

東日本大震災復興特別区域法

【復興基本計画との整合性 復興基本計画の位置付け: |有|・無】

第6章 施策の展開 3 震災復興特区制度の活用

④提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

- ・平成25年4月15日 宮城復興局へ認定申請
- ・平成25年4月26日 計画の認定(宮城第24号)

⑤主な内容

復興推進計画に所在地・用途・活用期間が定められた応急仮設建築物について、特定行政庁(本市)が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合には、計画の活用期間内において存続期間の延長(1年以内ごとに許可の期間の延長)が可能となる。

今回の計画書では、行政庁舎、仮設校舎、診療所、病院、臨時交番、市場施設、仮設店舗、薬局、コミュニティ施設、宿泊施設、郵便局の計37施設を記載。

※本特例を活用しない場合、応急仮設建築物の存続期間は最長で2年3か月(建築基準法第85条第3項及び第4項)

⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

・市民への影響

生活に必要なサービス機能等が維持されるとともに事業等の再開に向けた取組が可能となる。

・市行財政の効果

市の財政負担は生じない。

⑦他の自治体の政策との比較検討

・現時点において、本特例に関する復興推進計画の認定を受けているのは次の自治体

	申請主体	認定日等
福島県	南相馬市	H24.7.27 (福島第5号)
茨城県	茨城県・常総市・高萩市・坂東市・茨城町・東海村	H25.1.29 (茨城第 3 号)
栃木県	高根沢町	H24.11.6 (栃木第1号)
宮城県	【共同申請】	
	宮城県・気仙沼市・名取市・多賀城市・東松島市・大	25. 4. 12(宮城第 21 号)
	崎市・亘理町・山元町・七ヶ浜町・女川町・南三陸町	

・県内においては、次のとおり認定申請を行った(行っていく予定)

	申請主体	申請日
単独申請	仙台市 (特定行政庁)	未定
単独申請	塩竈市 (特定行政庁)	未定

※本市においては特定行政庁であること、また、対象とする施設が多く、今後も計画変更等が見込まれるため、変更の都度、申請主体の自治体間の調整等が必要となる共同申請ではなく、単独申請を 選択した。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

・対象施設の実施主体に対して存続期間延長の手続きの周知を行っていく。

⑨その他

制度概要(参考)

復興推進計画による規制・手続の特別措置 ~産業の活性化~

応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例措置(建築基準法の特例)

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された店舗・工場、 社会福祉施設、校舎等の存続期間の延長を可能とすることで、地域の社会基盤の復興に活用させる。

現行制度

災害があった場合において建築される公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の存続期間は、 最長で2年3か月(建築基準法第85条第3項 及び第4項)

特例措置



復興推進計画に所在地・用途・活用期間が定め られた応急仮設建築物について、特定行政庁" が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め た場合には、計画の活用期間内において、<u>存続</u> 期間の延長を可能とする。





※ 特定行政庁:原則として、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長。それ以外の市町村の区域については道県知事